

小泉前内閣のもとで、65歳以上者を中心に増税が横行され、今年度、その影響が一気に押し寄せた。そのことが目に見える形で現れたのが、今年6月はじめの住民税納税通知書の各世帯への送付。次いで、小金井市の値上げも加わって一気に金額が跳ね上がった介護保険料と国保税の納付書送付(7月中旬)。そのうえ、8月からの医療費2割負担化、10月からの3割負担化である。なぜ、このようなことになったのか。そして、小金井市はこの負担増をどのように考えているのか。

小泉前内閣の2006年度の増税概要

65歳以上は住民税・所得税が一挙に増税

負担増の内容	影響人数	小金井市民一人あたりの平均増税額(年額)			
		市民税(市税)	都民税(都税)	所得税(国税)	合計額
住民税均等割の妻の非課税措置廃止	6,300人	1,500円	500円		2,000円
① 老年者控除の廃止(65歳以上が対象)	5,500人	19,091円	9,629円	60,000円	88,720円
② 公的年金等控除の縮減(65歳以上が対象)	5,500人	14,000円	5,069円	28,965円	48,034円
③ 定率減税の半減	52,000人	7,044円	2,953円	30,192円	40,189円
④ 65歳以上の住民税非課税限度額廃止(全額)	110人	11,800円	4,500円		16,300円
⑤ 65歳以上の住民税非課税限度額 1/3廃止	1,050人	4,000円	1,500円		5,500円
住民税の非課税限度額の引き下げ	35人	2,571円	343円		2,914円
	総合計	5億6,339万円	2億3,963万円	20億5,931万円	28億6,233万円

- ① 住民税控除額「48万円」の廃止、所得税控除額「50万円」の廃止
- ② 所得税、住民税とも、納税額を算出する際の控除額「140万円」を「120万円」に縮減
- ③ 住民税は、減税「15%」が「7.5%」に、所得税は、減税「20%」が「10%」に半減
- ④ 2005年1月2日以降に65歳になった人の住民税非課税限度額「125万円」を廃止
- ⑤ 2005年1月1日現在、65歳以上の人の住民税非課税限度額「125万円」を廃止するかわりに、3年かけて段階的に課税していく。今年度、所得割と均等割に1/3課税。来年度は2/3課税となる。

国保税、介護保険料も自動的に増税

[国民健康保険税] 公的年金等控除の縮減(65歳以上が対象)により所得割額がアップし、国保税が増税に。一挙に上がることを防ぐために、2006年度から2008年度へ3年間かけて段階的に引き上げる。

[介護保険料] 公的年金等控除の縮減(65歳以上が対象)と65歳以上の非課税限度額125万円の廃止により、住民税が非課税から課税になることで、保険料が値上げに。一挙に上がることを防ぐために、2006年度から2008年度へ3年間かけて段階的に引き上げる。

加えて、市独自に国保税、介護保険料を値上げ(今年4月から)

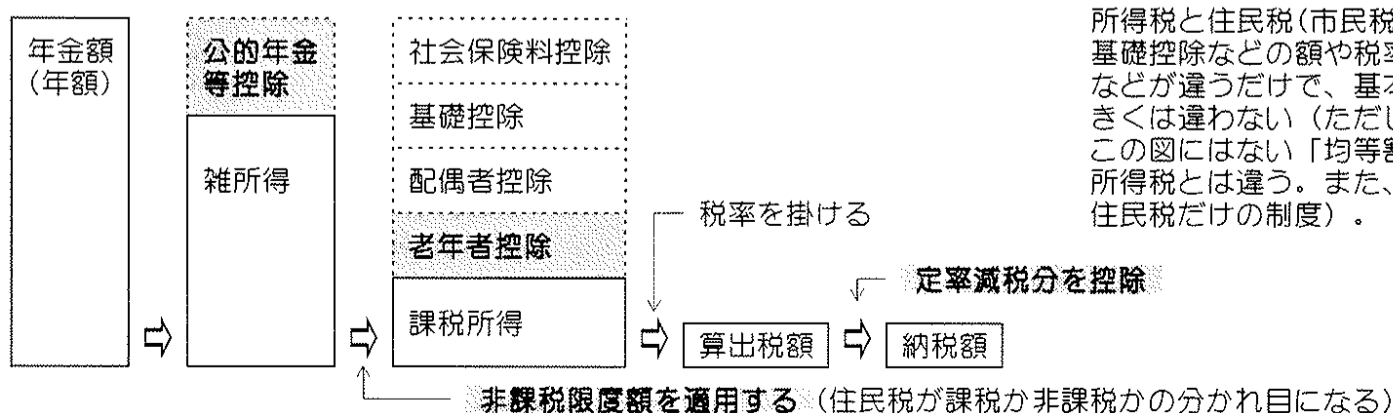
[国民健康保険税] 医療分を平均 7.6%の値上げ。40歳~64歳の介護分を平均23.8%値上げ。

[介護保険料] 平均12.5%の値上げ。

市民税額で算出される70歳以上者の医療費負担割合がアップ

70歳以上の医療費負担割合は市民税額で決められる。小泉前内閣の各種控除の縮減・廃止、非課税限度額125万円の廃止で市民税額が跳ね上がり、医療費負担割合に連動。市民税額が一定額以上(課税所得額が年間145万円以上で、夫婦世帯で年収520万円以上、単身世帯で383万円以上)の高齢者は、従来の医療費1割負担が、8月からは2割負担に。そのうえ、小泉前内閣の医療改革により、10月からは3割負担にされた。わずか3カ月の間に1割負担が一挙に3割負担にされてしまった。

年金生活者への所得税・住民税の課税の仕組み(高齢者夫婦2人世帯の場合)



小泉前内閣の2007年度の増税概要

負担増の内容	対象人数	一人あたりの平均増税額(年額)			
		市民税	都民税	所得税	合計額
定率減税の廃止 ①	52,000人	7,044円	2,953円	30,192円	40,189円
65歳以上の住民税の非課税限度額 2/3廃止	1,050人	4,000円	1,500円		5,500円

①住民税は、減税「7.5%」を廃止、所得税は、減税「10%」を廃止

市・都民税が一律10%に 高額所得者は減税! (注※)

課税標準額	対象人数	現在の税率			2007年度からの税率			市民税 一人あたりの 増税額(年額)
		市民税率	都民税率	合計	市民税率	都民税率	合計	
200万円以下の金額	24,960人	3%	2%	5%	6%	4%	10%	30,888円
200万円を超える金額	21,530人	8%	2%	10%	6%	4%	10%	26,643円
700万円を超える金額	4,007人	10%	3%	13%	6%	4%	10%	△271,307円

※ただし所得税は、低所得者は税率減、高額所得者は税率増になる

累進課税の幅があるため、平均税率は5.2%

200万円以下の部分は税率3%を適用
200万円超～700万円部分は税率8%を適用
700万円超の部分は税率10%を適用する

少しでも現実の負担を軽減するために

[課税額に誤りはないか]

- ▷納税通知書の計算に間違いがないかを確認する。制度改定によって納税事務作業が増え、ミスが起きる可能性も増えている。
- ▷納税者自身が正しく情報を小金井市に伝えていない場合もある。確定申告をきちんとすること。

年金から源泉徴収されている所得税の場合には、秋に社会保険庁から送られてくる「扶養親族等申告書」のハガキを、「私は単身者で扶養親族はいないから」と提出しなかったために、基礎控除も定率減税もされず、所得税を余計に天引きされているケースがある。この場合には、遅れてでもハガキを出すか、確定申告すれば、取られすぎた税金が返ってくる。また、国民健康保険税や損害保険料、生命保険料、医療費も、確定申告で控除しないと、税額軽減に反映されない。なぜなら、社会保険庁や共済組合、厚生年金基金等などが市役所に提出した公的年金等支払い報告書には、介護保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除は行なわれていても、一定額以上の医療費や国民健康保険税額、生命保険料などは控除されていないから。

また、老年者控除の廃止にともない、寡婦(夫)控除を活用することができるが、公的年金等支払い報告書には寡婦(夫)控除は適用されていない。つまり、控除されていない部分を申告すれば所得税が還付され、住民税も軽減される。あわせて、人的控除が行なわれることにより課税所得が低くなるので、70歳以上の医療費負担割合にも連動し、年金収入額が少なければ、人的控除の実施で介護保険料の所得段階区分も、保険料の少ない方へ下げることが可能となる。



昨年まで非課税だった人は、多少の控除を書き落とししたりして、不十分な確定申告をしても、非課税には変わりがなかったのですが、これからは申告できる控除は全部申告しないと、税金が大幅に増えてしまう。

[障害者認定による税額の軽減]

- ▷障害者手帳を交付されれば、住民税の125万円非課税限度額制度が適用され、所得税の控除を受けることができる。また、一定額以上の所得がある人でも住民税の控除と所得税の控除を受けることができる。
- ▷障害者手帳を交付されていなくても「障害者控除」を適用される場合がある。
障害者手帳を交付されていなくても、市役所から「障害者控除対象者認定書」を発行されれば、所得税と住民税の控除を受けることができるし、年金収入の低い人は、住民税125万円非課税限度額の適用を受けられる(ただし、65歳以上の者)。

[保険料の減額・免除の申請を]

- ▷国保税や介護保険料は、法律による軽減制度とともに、小金井市独自の減免制度がある。
災害等の事情のほか、前年に比べて収入が大きくダウンした場合などが適用対象となる。法律の軽減制度は市自ら対処するが、市独自の減免制度は市役所窓口で申請しなければダメ。

小金井市の小泉増税に対する見解

「持続可能な社会を継続していくためには、現実に対応した税の改正は必要。特に、世代間の公平さは必要。次の世代にツケを回さないためには、その世代のなかできちっと対応していく必要がある。」(9月議会での市長の答弁)

- ▷しかし政府は、大企業と高額所得者の減税は継続。大企業にいたっては、さらなる減税を打ち出している。
- ▷一方で、大企業は正規雇用労働者の削減とパート・アルバイト、派遣・請負社員の大量採用によるバブル期を上回る収益。
- ▷所得格差の拡大と負担増で、市民の生活が成り立たなくなるばかりか、日本社会そのものが崩壊していく。
- ▷一方、小金井市は国の増税策により、市税収入が増加している。その分を庶民の暮らしに還元すべきと思うのだが……。